

明石市地域公共交通会議設置要綱

(設置)

第1条 地域の需要に応じたバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進及び地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条の2に規定する地域公共交通会議として、明石市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- (2) その他交通会議が必要と認める事項

(組織)

第3条 交通会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者から市長が委嘱する。

- (1) 一般旅客自動車運送事業者及びその関係団体の職員
- (2) 市民又は利用者の代表
- (3) 国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部の職員
- (4) 兵庫県東播磨県民局加古川土木事務所の職員
- (5) 兵庫県明石警察署の職員
- (6) 明石市都市局都市整備室長
- (7) 明石市都市局道路安全室長
- (8) その他市長が交通会議の運営上必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することを妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 交通会議に会長を置き、明石市都市局都市整備室長をもって充てる。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 交通会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 交通会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 交通会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところ

ろによる。

- 4 委員は、事故その他のやむを得ない理由により交通会議に出席できないときは、あらかじめ会長の承認を得て、代理人を出席させることができる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を交通会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。
- 6 交通会議は、公開とする。ただし、会長が必要があると認めるときは、非公開とすることができる。
- 7 交通会議は、協議事項の内容により、会議の開催に代え、文書による協議を行うことができる。

(協議結果の取扱い)

第7条 交通会議において協議が調った事項について、委員は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(公印の取扱い)

第8条 交通会議の公印の種類は会長印とし、公印の名称、ひな型、寸法、書体、使用区分及び個数は、別表のとおりとする。

- 2 交通会議の公印の保管、取扱い等については、明石市公印規則(昭和28年)の例による。

(庶務)

第9条 交通会議の庶務は、都市局都市整備室都市総務課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り、これを定める。

附 則 (平成19年6月13日制定)

この要綱は、平成19年6月19日から施行する。

附 則 (平成21年4月1日制定)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年4月1日制定)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年4月1日制定)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年4月1日制定)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年1月21日制定）

この要綱は、制定の日から施行する。

附 則（平成29年4月1日制定）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

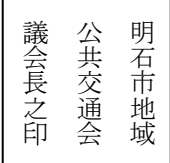
附 則（平成30年4月1日制定）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日制定）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

名称	ひな型	寸法 (mm)	書体	使用区分	個数
明石市地域 公共交通会 議会長之印		20×20	れい書	明石市地域公共交通会 議会長名をも つてする文書	1